

- 各年度における評価委員会の役割
 設立団体の長が下記の職務内容を行う際に、「設立団体の長に対して意見を述べる」。

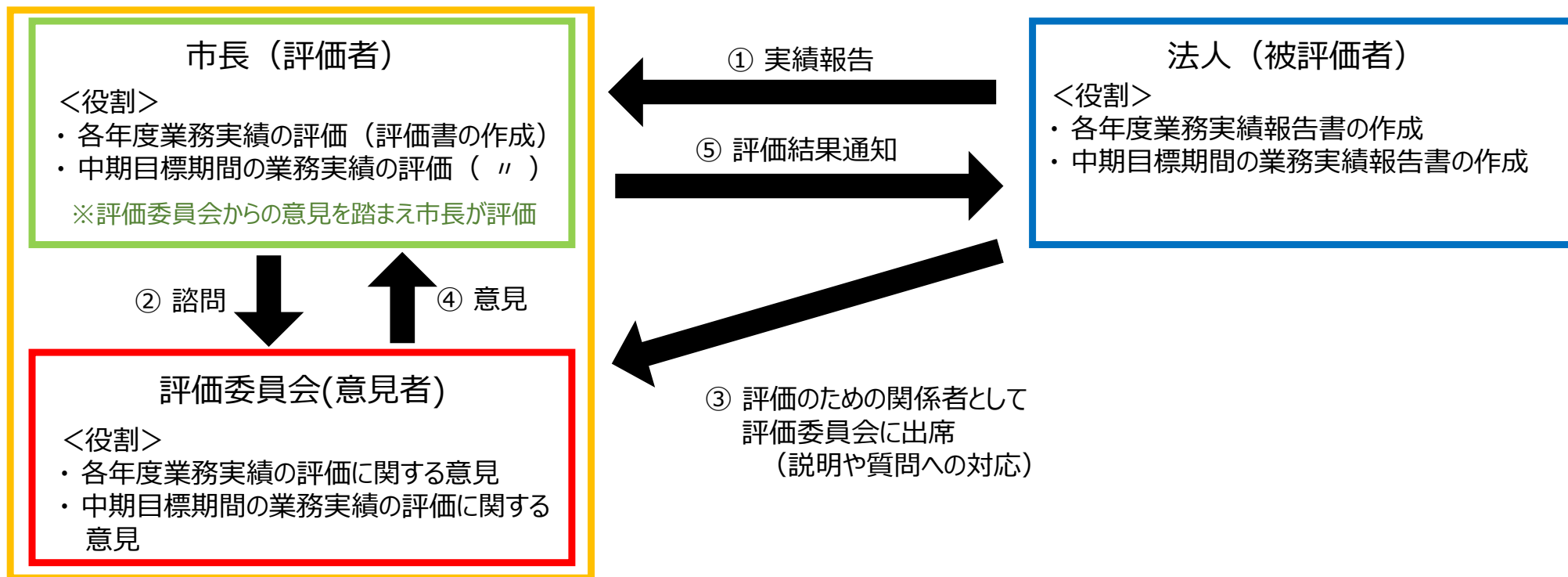
目標期間	年度	職務内容					評価委員会 開催回数
		中期目標 の策定	中期計画 の認可	年度評価	目標期間 見込評価	目標期間 評価	
第2期	令和3年度			○			2回(実績)
	令和4年度	○	○	○	○		5回(実績)
第3期	令和5年度			○		○	2回(実績)
	令和6年度			○			2回(実績)
	令和7年度			○			2回(予定)
	令和8年度	○	○	○	○		5回(予定)

- 令和7年度評価委員会スケジュール

第1回評価委員会（令和7年7月10日（木））
 内容：令和6年度業務実績及び自己評価について

第2回評価委員会（令和7年8月6日（水））
 内容：意見書（案）について

1 地方独立行政法人の評価の体系



2 令和7年度 地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会の進め方

(1) 議題

- ・ 令和6年度業務実績について

(2) 進め方

<第1回>

- ・ 評価委員会が市に対して意見を述べるができるようにするため、静岡病院から業務実績及び自己評価（評価対象）の確認を行う。
- ・ 静岡病院の業務実績及び自己評価を基に、市が評価（案）を作成するにあたっての意見を、あらかじめ評価委員会から受ける。

<第2回>

- ・ 第1回で出た意見を基に作成した市の評価（案）に対する意見を述べる。

(3) 年度評価・評価基準について (地方独立行政法人静岡市立静岡病院の年度評価に係る実施要領)

1 項目別評価（小項目評価）

(1) 法人による小項目自己評価

法人は中期計画に定めた小項目ごと自己評価を行う。自己評価に使用する業務実績報告書は、できる限り具体的かつ定量的に記載するとともに、特色ある取組、法人運営や事業実施に当って工夫したこと、今後の課題などを積極的に記載する。

[小項目評価基準]

S	当該法人の業績向上努力により、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
A(標準)	年度計画における所期の目標をおおむね達成していると認められる。
B	年度計画における所期の目標を下回っており、必要に応じて、改善を求める。
C	年度計画における所期の目標を大幅に下回っている、又は業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

※「困難度」法人を取り巻く環境の変化等により、所期の計画の達成が困難な小項目については、「困難度」を「高」と設定することとする。なお、困難度「高」と設定した項目については、評価を一段階引き上げることができる。

※「細目自己評価」小項目自己評価を行うにあたり、その自己評価の理由をより明確にするため、必要に応じて、小項目の業務内容を細目に区分し、実施した取組、業務実績及び自己評価を記載する。

[細目評価基準]

	目標値のある項目	目標値のない項目
S	計画の水準を上回る実績（目標値に対し115%以上の実績）	計画の水準を上回っている
a(標準)	計画の水準を満たす実績（目標値に対し95%以上115%未満の実績）	計画の水準を満たしている
b	計画の水準を下回る実績（目標値に対し75%以上95%未満の実績）	計画の水準を下回っている
C	計画の水準を大幅に下回る実績（目標値に対して75%未満の実績）	計画の水準を大幅に下回っている

法人の業務実績のうち、重点的に実施した取組や、特に重要な業務実績を「重点項目」と設定することとする。

(2) 市長による小項目評価

市長は、法人から提出された業務実績報告書に基づき、年度計画に定めた小項目ごとに、その実績に対する評価を行う。評価に当たっては、目標値や前年度実績値と当該年度実績値との比較だけでなく、計画を達成するための取組等についても考慮し、総合的に評価することとする。

市長が、法人の自己評価と異なる評価をする場合は、その理由を示すほか、必要に応じて特記事項等を付すこととする。評価基準は1（1）の評価基準と同様とする。

2 全体評価

市長は、項目別評価を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、総合的な評価を記述式により行う。